

令和元年（2019年）10月1日から 3～5歳児の幼稚園、保育所、認定こども園などを 利用する子どもたちの利用料が**無償化**されました。

※ 0～2歳児の住民税非課税世帯の子どもも対象です。

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

○ 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3～5歳児までの子どもたちの利用料が無償化されました。

- 幼稚園については、利用料と入園料（月額換算・対象年度のみ）を合わせた額が対象となりますが、月額上限は2.57万円です。
- 無償化の期間は、3～5歳児の3年間です。
（注）幼稚園については、入園できる時期に合わせて満3歳からが無償化の対象です。
- 食材料費、教材費、通園送迎費、行事費などの実費徴収費用は、保護者の負担です。
- 保育園の3～5歳児の副食材料費（おかず・おやつ等）は、令和元年（2019年）9月以前は保育料に含まれていましたが、無償化に伴い実費徴収となりました。
ただし、年収360万円未満相当世帯の児童等、一定の条件を満たした児童については、副食材料（おかず・おやつ等）の費用が減免されます。

○ 0～2歳児までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されました。

（注）ただし令和元年（2019年）9月以前より、保育所及び認定こども園における本市の住民税非課税世帯は、保育料の負担がありませんでした。

○ 小規模保育事業等の地域型保育事業や企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象になりました。

○ 公立保育園の自由契約児について

市立保育園で定員に空きがある場合に受け入れを実施していた自由契約児（保護者が保育の必要性に該当しない4・5歳児）は、国が定める無償化の対象外となることから、令和2年（2020年）3月末をもって廃止しました。

ただし、特別な支援が必要であること等の理由により、市がやむを得ないと認める場合については、特別利用保育制度により入所することが可能です。（ただし定員に空きがある場合に限る。）

幼稚園等の預かり保育を利用する子どもたち

- 無償化の対象者は、児童の保護者（両親の場合は両親とも）について「保育の必要性」が必要です。また、本市の認定を受ける必要があるため、在籍する幼稚園等に申し出ていただき、必要書類を提出してください。
- 「保育の必要性」の要件は、月60時間以上の就労、就学、妊娠出産、疾病、介護、災害、求職活動等（認可保育所の利用と同等の要件）があります。
- 幼稚園等の利用に加え、利用日数に応じて、3～5歳児までの子どもたちは月額1.13万円まで、満3歳（2歳児）の住民税非課税世帯の子どもたちは月額1.63万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されました。
（注）他に利用日数に応じた月額の制限もあります。

認可外保育施設等を利用する子どもたち

- 認可外保育施設等とは、認可外保育施設（企業主導型保育事業を除き、認可外の事業所内保育やベビーシッターを含む）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等です。
- 無償化の対象者は、児童の保護者（両親の場合は両親とも）について「保育の必要性」が必要です。また、本市の認定を受ける必要があるため、幼児保育課に申し出ていただき、必要書類を提出してください。
 - 保育所・認定こども園（保育認定）・小規模保育事業等の認可保育施設又は企業主導型保育事業を利用している方は対象となりません。
 - 幼稚園を利用している方の認可外保育施設等の併用可否は、当該幼稚園の預かり保育の実施状況によって異なるため、在籍する幼稚園に確認してください。
- 食材料費、語学教育、教材費、行事費などの実費徴収費用は、保護者の負担です。
- 3～5歳児までの子どもたちは月額3.7万円まで、0～2歳児までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化されます。（注）施設を併用する場合は月額上限額が異なる場合があります。
- 上述の認可外保育施設等のほか、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を提供する施設（森のようちえん等）であって、幼児教育・保育の無償化の対象とはならない施設等を利用する幼児の保護者に対し、施設等に支払う利用料の一部を補助する制度もあります。
ただし、施設等があらかじめ補助対象施設としての要件に適合していることについての審査を市に申請し、認定を受ける必要があります。

就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたち

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3～5歳児までの利用料が無償化されました。